# 令和８年第４回三鷹市議会定例会提出議案概要

| 番　号 | 件　　名　　及　　び　　内　　容 |
|---|---|
| １ | **三鷹市牟礼里山農園条例（制定）** |
| | １　目的及び設置<br>　牟礼の里の農地及び景観を保全し、市民が農に親しみ、触れ合う機会の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、地域の活性化を図るため、三鷹市牟礼里山農園（以下「農園」という。）を設置することとした。<br>２　名称及び位置<br>　名称　三鷹市牟礼里山農園<br>　位置　三鷹市牟礼三丁目３番22号<br>３　事業<br>(1) 農園内の作物（以下「農作物」という。）の栽培、収穫の体験及び農を学ぶ機会の提供に関する事業<br>(2) 農を通じた市民相互の交流の促進及び地域の活性化に寄与する事業<br>(3) 農園から生じる資源の活用及び循環に関する事業<br>(4) 農業と福祉の連携の推進に関する事業<br>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業<br>４　施設<br>(1) 畑<br>(2) 研修広場<br>(3) 管理棟<br>(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設<br>５　協働による運営<br>(1) 市長は、農園の設置目的を達成するため、市民、地域団体その他関係者（以下「関係者等」という。）との協働により農園の運営を行うよう努めるものとする。<br>(2) 市長は、農園の円滑な管理運営を図るため、農園の管理運営に関する事項の協議及び関係者等相互の連絡調整を行う組織を置くことができる。<br>(3) (2)に規定する組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。 |

| | |
|---|---|
| | ６　休園日及び開園時間<br>　三鷹市規則（以下「市規則」という。）で定めることとした。<br>７　禁止行為<br>(1) ３に掲げる事業以外で農作物その他の植物を栽培し、採取し、又は損傷すること。<br>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をすること。<br>(3) 施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失すること。<br>(4) 市長が立入りを制限した区域に立ち入ること。<br>(5) 許可なく鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。<br>(6) 許可なく営業行為をすること。<br>(7) 許可なく火気を使用すること。<br>(8) ごみ、空き缶、汚物等を捨てること。<br>(9) 前各号に掲げるもののほか、農園の管理上支障があると認められる行為をすること。<br>８　入園の制限等<br>　次のいずれかに該当する者に対し、入園を拒み、退園を命じ、又は利用を制限することができることとした。<br>(1) ７に掲げる行為をし、又はそのおそれがある者<br>(2) この条例又は市規則に違反した者<br>(3) 前２号に掲げるもののほか、農園の管理上支障があると認められる者<br>９　その他損害の賠償等について定めることとした。<br>10　施行期日等<br>(1) 施行期日<br>　令和９年３月 28 日。ただし、10(2)は公布の日<br>(2) 準備行為<br>　組織の設置に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。 |

| | |
|---|---|
| ２ | **姉妹都市の提携について** |
| | １　提携の相手方<br>　アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市<br>２　提携の目的<br>　平和を希求し、相互理解を深めながら、将来にわたり友好関係を発展させるため<br>３　提携予定日<br>　令和９年１月29日 |
| ３ | **三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例** |
| | １　給料表の改定<br>　東京都に準じ、公民較差（3.28％）解消のため、給料表の全級全号給の引上げ改定を行うこととし、人財確保の観点から初任給を次のとおり引き上げることとした。<br>　上級　242,000円　→　251,500円<br>　中級　213,800円　→　223,300円<br>　初級　200,300円　→　209,800円<br>２　期末手当の支給率の改定<br>　期末手当　100分の126.25　→　100分の128.75（課長職職員は100分の106.25→100分の108.75、部長職職員は100分の96.25→100分の98.75）<br>３　勤勉手当の支給率の改定<br>　勤勉手当　100分の118.75　→　100分の121.25（課長職職員は100分の138.75→100分の141.25、部長職職員は100分の148.75→100分の151.25）<br>※期末・勤勉手当の年間支給率　100分の490　→　100分の500<br>４　施行期日等<br>(1) 施行期日<br>　公布の日（１の適用は、令和８年４月１日） |

(2) 期末手当の特例

令和８年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の支給率を100分の131.25（課長職職員は100分の111.25、部長職職員は100分の101.25）とすることとした。

(3) 勤勉手当の特例

令和８年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の支給率を100分の123.75（課長職職員は100分の143.75、部長職職員は100分の153.75）とすることとした。

## ４　三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　給料表の改定

東京都に準じ、給料表を改め、全号給の給料月額を次のとおり引き上げることとした。

| 現　行 | | 改正後 | |
|---|---|---|---|
| 号給 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 |
| 1 | 397,700円 | 1 | 411,600円 |
| 2 | 448,200円 | 2 | 463,900円 |
| 3 | 501,600円 | 3 | 519,200円 |
| 4 | 571,900円 | 4 | 591,900円 |
| 5 | 649,300円 | 5 | 672,000円 |
| 6 | 738,800円 | 6 | 764,700円 |

２　期末手当の支給率の改定

期末手当　100分の81.25　→　100分の82.5

３　勤勉手当の支給率の改定

勤勉手当　100分の113.75　→　100分の115

※期末・勤勉手当の年間支給率　100分の390　→　100分の395

４　施行期日等

(1) 施行期日

公布の日（１の適用は、令和８年４月１日）

| | |
|---|---|
| | (2) 期末・勤勉手当の特例<br>令和８年度の期末・勤勉手当の支給に当たっては、12月期の支給率につき期末手当を100分の83.75、勤勉手当を100分の116.25とすることとした。 |
| ５ | **三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例** |
| | １　期末手当の支給率の改定<br>(1) 令和８年度支給率<br>12月期　100分の245　→　100分の255<br>６月期　100分の245（支給済）<br>※年間支給率　100分の490　→　100分の500<br>(2) 令和９年度支給率<br>６月期及び12月期　100分の245　→　100分の250<br>２　施行期日<br>公布の日 |
| ６ | **三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例** |
| | １　期末手当の支給率の改定<br>(1) 令和８年度支給率<br>12月期　100分の245　→　100分の255<br>６月期　100分の245（支給済）<br>※年間支給率　100分の490　→　100分の500<br>(2) 令和９年度支給率<br>６月期及び12月期　100分の245　→　100分の250<br>２　施行期日<br>公布の日 |

## 7　三鷹市市税条例の一部を改正する条例

1　都市計画税の税率の特例

都市計画税の税率100分の0.3を令和９年度から令和11年度までの各年度分は100分の0.225とすることとした。

2　施行期日

令和９年４月１日

## 8　三鷹市福祉Laboどんぐり山条例の一部を改正する条例

1　各センターの事業内容の明確化

(1) 三鷹市在宅医療・介護研究センター

研究開発及び企業、大学等が行う研究開発の支援に加え、これらの研究開発の成果の地域への還元を行うことを規定することとした。

(2) 三鷹市介護人財育成センター

介護人財等を育成する研修について、地域の関係機関等との連携を行うとともに、高齢者等の支援につながる地域の活動並びにサービスに関する情報の集約及び発信を行うことを規定することとした。

(3) 三鷹市生活リハビリセンター

リハビリテーションを中心としたサービスの提供に加え、当該サービスの提供の過程で得られた知見等を地域へ発信することを規定することとした。

2　三鷹市生活リハビリセンター居室の使用料の見直し

| 使用料（１日） |
| --- |
| 1,800円 |

→

| 使用料（１日） | |
| --- | --- |
| 市内に住所を有する者 | 2,000円 |
| 市内に住所を有しない者 | 6,000円 |

3　その他規定を整備することとした。

4　施行期日

令和９年４月１日

<table>
<tr><td>9</td><td>子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例<br><br>１　放課後児童支援員の基礎資格の見直し<br>　学童保育所の安定的な運営に向けて放課後児童支援員の人財確保の必要があることや内閣府令により「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことから、保育士及び学校の教諭としていた放課後児童支援員の基礎資格について、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等を含む同基準と同等とすることとした。<br>２　その他規定を整備することとした。<br>３　施行期日<br>　令和９年４月１日</td></tr>
<tr><td>10</td><td>三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例<br><br>１　自転車等駐車場の廃止<br><table><tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th></tr><tr><td>下連雀四丁目駐輪場</td><td>三鷹市下連雀四丁目12番37号</td></tr></table>２　その他規定を整備することとした。<br>３　施行期日<br>　令和９年４月１日。ただし、２は公布の日</td></tr>
<tr><td>11</td><td>三鷹市下水道条例の一部を改正する条例<br><br>１　規定の整備<br>　下水道法の一部改正に伴い、引用する条項を改めることとした。<br>２　施行期日<br>　規則で定める日</td></tr>
</table>

12　**定期借地権の設定を伴う土地の貸付けについて**

1　貸付けの目的
　井口一丁目８番用地へ医療機関を誘致するため
2　貸付土地
(1) 所在
　三鷹市井口一丁目８番２
(2) 地目
　宅地
(3) 面積
　5,500.01㎡
3　貸付けの方法
　定期借地権設定契約
4　貸付けの相手方
　東京都三鷹市上連雀五丁目23番10号
　医療法人社団永寿会
　理事長　吉田　正一
5　貸付けの期間
　定期借地権設定契約締結に係る公正証書作成の日から50年間
6　貸付けの賃料
　月額416万6,000円

13　**三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について**

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を次のとおり指定することとした。

| 施　　設 | 指定管理者 | 指定の期間 |
|---|---|---|
| 三鷹市川上郷自然の村<br>長野県南佐久郡川上村大字原591番362 | 長野県南佐久郡川上村大字大深山542<br>一般財団法人川上村振興公社 | 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで |

<table>
<tr><td>14</td><td>三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について<br><br>三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を次のとおり指定することとした。<table><tr><th>施　　設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市福祉Laboどんぐり山<br>三鷹市大沢四丁目８番８号</td><td>三鷹市牟礼六丁目12番30号<br>社会福祉法人<br>三鷹市社会福祉事業団</td><td>令和９年４月１日から令和14年３月31日まで</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>15</td><td>三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について<br><br>三鷹市市民協働センターの指定管理者を次のとおり指定することとした。<table><tr><th>施　　設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市市民協働センター<br>三鷹市下連雀四丁目17番23号</td><td>三鷹市下連雀四丁目17番23号<br>特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク</td><td>令和９年４月１日から令和14年３月31日まで</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>16</td><td>令和８年度三鷹市一般会計補正予算（第３号）</td></tr>
<tr><td>17</td><td>令和８年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）</td></tr>
<tr><td>18</td><td>令和８年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）</td></tr>
</table>

**○　特記事項**

「三鷹都市計画道路３・４・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について